

## 霊園使用权の譲渡申請に必要な書類について

●霊園使用权の譲渡をする場合、次の書類が必要です。

- 1) 霊園使用权譲渡申請書（別紙）
- 2) 譲渡人（現使用者）の大阪市設霊園使用許可証  
（紛失の場合は、譲渡人が紛失届 を提出してください）
- 3) 譲渡誓約書兼理由書（別紙）  
誓約書の内容を確認し、譲渡人（現使用者）と譲受人の氏名を記入してください。
- 4) 戸籍関係書類  
埋蔵者と譲受人の親族関係がわかる戸籍謄本もしくは除籍謄本。  
（改製されている場合は、改製原戸籍が必要な場合があります。）
- 5) 譲受人の住民票 1 通
  - ・マイナンバーの記載は不要です
  - 本籍の記載されている住民票
  - ※本籍・住所が他の書類（本人確認書類、戸籍謄本等）で確認できる場合は、住民票は省略できます。
- 6) 事務手数料                      250円

※上記届出には、本人確認書類のご提示をお願いする場合があります。  
（運転免許証・健康保険証等）

◎申請の受理から新しい許可証の発行までは、約 3 週間かかります。

- ◆郵送申請の場合は、1) ~5) の書類と事務手数料 250 円分の郵便定額小為替を同封の上、霊園事務所に郵送してください。（定額小為替には、何も記入しないでください。）
- ◆新許可証の郵送を希望される場合は、簡易書留代 470 円分の切手も同封してください。

# 霊地使用権譲渡申請書

令和 年 月 日

大阪市長様

譲渡人 住所 〒  
ふりがな  
氏名  
電話番号 ( ) —

譲受人 住所 〒  
本籍  
ふりがな  
氏名  
電話番号 ( ) —

大阪市設霊園条例第14条第3項の規定により、霊園の譲渡の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

霊園名	大阪市設 霊園	使用霊地数	区 種 霊地
使用場所		許可証の番号	第 号
譲渡人と譲受人との続柄			
既納使用料	金	円	
既納管理料	金	円	{ 年 月 日から 年 月 日まで }

(添付書類)  霊園使用許可証  譲渡誓約書兼理由書  戸籍謄本等  住民票  
 本人確認書類(・住所記載・本籍記載)  その他 ( )

受付第 号 令和 . .	許可年月日 令和 . .
--------------	--------------

手数料收受欄
250円 №

園長	副園長	係員	受付

処理欄
<input type="checkbox"/> 入力 <input type="checkbox"/> 索引簿 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 墓籍簿印刷

## 譲渡誓約書兼理由書

令和 年 月 日

大阪市長様

譲渡人  
氏 名

譲受人  
氏 名

この使用权譲渡申請について、万一問題が生じた場合においても、大阪市に対し一切の迷惑をかけずに解決することを誓約いたします。

また、次のとおり相違ありません。

- ・ 親族間の合意を得ています。
- ・ 他の親族より請求があったときは、墓地、埋葬等に関する法律第 15 条第 2 項に基づき、帳簿又は書類等を閲覧させることに異存ありません。

なお、使用权移転の理由については、下記のとおりです。(該当する欄に○を記入)

- ・ 使用者が維持管理を履行するには困難な遠隔地に転居するため
- ・ 婚姻または養子縁組により氏を変更したため
- ・ 離婚または離縁したため
- ・ 高齢や疾病、後見開始の審判により、管理維持の履行が困難なため
- ・ その他 (

)